

さいとマルシェ “開催概要”

- 名称 さいとマルシェ
- 主旨 マルシェの開催により、魅力ある食や農産物等の販売及び情報発信、PRを行い、街なかに賑わいを創出する。

- 内容 西都市民会館で行われる「宮崎県商工会議所青年部連合会 第18回会員大会」と合わせて西都市民会館駐車場にてさいとマルシェを行う。おいしい飲食物、西海市うず潮牡蠣の販売を行う。

- 開催日時 2020年2月16日（日） 11時～15時
- 主催 DEVELOP-SAITO さいとマルシェ実行委員会
- 後援 西都市（予定）
- 会場 西都市民会館 駐車場
- 参加資格 さいとマルシェの開催主旨に賛同し、募集要項の内容に同意いただける方で、実行委員会による審査を通過した方。

- 販売方法 テント（タープ）での店頭販売もしくは、移動販売車
- 出店区画 1店舗につき1ブース（間口3m×奥行3m）※車抜き移動販売車に関してはサイズに応じる。
出店場所は抽選で決定させていただきます。

- 出店料 1,000円
- 注意事項 出店要項を遵守し、主催者の指示がある場合は必ず従ってください。出店料や場所に関しては変動があります。

【お問い合わせ先】 〒881-0012 宮崎県西都市小野崎1丁目76番地
コミュニティプラザ パオ2F DEVELOP-SAITO
さいとマルシェ実行委員会 0983-35-4029

【さいとマルシェ】出店申込書 2020年2月16日開催

★申請者欄 必要事項を記入して下記の住所に郵送またはFAXもしくは、ご持参下さい

出店者名 (屋号・団体・グループ名)

住所 〒

連絡先 (TEL)

(FAX)

(携帯)

(E-mail)

HP またはブログのアドレス

主な販売物

かな	性別	男	・	女
代表者名	印	生年月日	昭和 平成	年 月 日

主催：妻駅西地区商店街振興組合 DEVELOP SAITO

〒881-0012 宮崎県西都市小野崎1丁目76番地

コミュニティプラザパオ2F

[TEL:0983-35-4029](tel:0983-35-4029) FAX:0983-35-4059

E-mail info@develop-saito.net

出店要項

イベント当日は「さいとマルシェ」の店舗団体として、多くのお客様をお迎えします。全てのお客様に心より楽しんでいただくための安全衛生及びサービス、モラルなどは、各店に徹底いただくように心掛けてください。

主催者は、出店条件や規約に逸脱するような行為が見受けられる店舗へ指導させていただく場合があります。主催者の指示に従わない場合には、退店・閉店していただく場合もあります。参加して良かったと思えるように協力して、さいとマルシェの成功を目指しましょう。

■出店条件

1. 【出店商品・販売に関して】

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。
- (2) 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入する価格設定をすること。
- (3) テント内で使用する機器は、防火材料を使用すること。ガソリン等の取り扱いは十分に注意すること。

2. 【応募申し込みに関して】

- (1) 飲食店の出店の場合、取扱食品やテント設計に関して事前に高鍋保健所に問い合わせし確認すること。 ※高鍋保健所 0983-22-1330
- (2) 出店スペースは1店舗あたり1ブース（間口3m×奥行3m）車込とする。
- (3) 応募に関する郵送代などの費用は出店者が負担すること。

3. 【申請に関して】

- (1) 飲食出店者は食品衛生法の関連法令を遵守し、高鍋保健所に臨時営業許可を又は行商を申請する事。
- (2) 飲食物出店者は損害を賠償する保険に加入していること。または加入する事。
- (3) その他出店内容に必要な申請は各出店者で行うこと。

4. 【車両・搬入・搬出に関して】

出店者は車両の出し入れ、商品の搬入・搬出は主催者の指示に従うこと

- (1) 9：30に西都市民会館駐車場に集合、10：00までに搬入を終え11：00までに商品の陳列を終える事。
- (2) 15：00から片付け実施、16：00には終える事。
- (3) 会場内では車両の速度は必ず10km/h以内に控えて下さい。急旋回、急発進、急停車は行わないでください。他の車の邪魔にならないように、移動、停車を行ってください。車は必ず道路に平行に止めてください。垂直には止めないでください。

5. 【衛生・原状回復に関して】

- (1) 出店により発生したごみは全て持ち帰ること。
- (2) 出店者は、ブース内の養生を行い、かつ、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従うこと。
- (3) 出店者は会場施設を汚さないよう十分注意し、出店テントの周辺の油、飲料の汚れが生じないように、処置すること。
- (4) イベント終了後は、すみやかに出店スペースの原状回復を行うこと。また飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃等を行うこと。
- (5) 出店者は出店に必要な機材、造作等全てに対し出店者負担とし、終了後、原状回復すること。

6. 【出店者の責任・保障】

- (1) 飲食出店者は、食品の取り扱いについては、食品衛生法関連の法規定、衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しない様に十分注意すること。万が一事故が発生した場合速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- (2) 衛生管理などについては、出店者の責任において対応すること。また、保健所、警察、消防などにより指導があった場合は、それに従うこと。
- (3) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。不慮の事態の場合は、主催者と協議のうえ対応すること。
- (4) 出店商品等の管理、保護については出店者が一切の責任を負うものとし、盗難。紛失火災・損害・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。

7. 【禁止事項】

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。
- (2) 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とする。
- (3) 会場内では、指定の場所以外の喫煙は禁止とする。

8. 【その他】

- (1) 出店者単体での広告物に関しては、事前に主催者と協議する。
- (2) 出店者側からのキャンセルに関しては、出店料の返金は致しません。台風等で開催が困難となり中止となった場合は出店料の返金を行う。

誓約書

さいとマルシェについて「出店要項」を熟読のうえ、その内容を確認しました。下記了承のうえ、出店を申し込みます。また出店を行うにあたり、次の事項について誓約します。

1. 出店にあたり発生した事故及び飲食販売、物品販売に起因する全ての事項については出店者が責任を持って解決いたし、主催者に一切の損害賠償も求めません。
2. 出店により出たゴミは必ずもち帰りイベント終了後はゴミ拾いをします。
3. 「出店要項」記載事項を遵守するとともに、協議事項においても主催者判断に従います。その際には主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
4. 業務の遂行に関して、関係法令を遵守いたします。
5. 出店においては、西都市個人情報保護条例を遵守いたします。
6. 会場内においては、事業の安全第一に、主催者より指示があった場合は速やかに指示に従います。
7. 主催者と十分な連携をとって事業を実施いたします。
8. 西都市暴力団排除措置要綱を遵守いたします。
9. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の下記のいずれにも該当していません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員。(以下この様式において「暴力団」という。)
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - (4) 暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

令和 年 月 日

会社名・店舗名

代表者名

印